平成16年3月19日条例第2号

改正

平成16年6月23日条例第27号 平成16年6月23日条例第28号 平成16年6月23日条例第32号 平成17年7月6日条例第26号

市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項 及び第4項の規定に基づき、他の条例に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続その他必要 な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成17年条例26号〕

(指定管理者の指定の基準)

- 第2条 指定管理者の指定の基準は、他の条例に定めるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 指定管理者の指定をしようとする公の施設(以下「指定施設」という。)について、市民の平等な利用を確保することができること。
  - (2) 指定施設について、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができること。
  - (3) 次条の規定により提出された事業計画書に基づき指定施設の管理を安定して行う物的能力、 財政的能力及び人的能力を有していること。
  - (4) 指定施設について、市が管理する場合に要する費用と同等以下の費用で管理することができること。

一部改正〔平成17年条例26号〕

(指定管理者の指定の申請)

- 第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添付して、市長(教育委員会が管理することとされている公の施設にあっては、教育委員会。次条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第13条において同じ。)に提出しなければならない。
  - 一部改正〔平成17年条例26号〕

(指定管理者の候補者の選定)

- 第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書及びその添付書類の内容について審査した上で、第2条に規定する指定の基準に適合するもののうち、最も適切に指定施設の管理を行うことができると認めるものを当該指定施設の指定管理者の候補者として選定するものとする。
  - 一部改正〔平成17年条例26号〕

(指定管理者の指定等)

- 第5条 市長は、前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項に 規定する議会の議決を経たときは、当該候補者を指定施設の指定管理者に指定する。
- 2 市長は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかに、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理

- の業務の全部又は一部の停止を命じたときも、同様とする。
  - 一部改正〔平成17年条例26号〕

(協定の締結)

第6条 市及び指定管理者は、当該指定管理者に係る公の施設の管理に必要な事項について協定を 締結するものとする。

追加〔平成17年条例26号〕

(事業報告書の提出)

- 第7条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設について次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定管理者の指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該指定管理者であったものは、その満了した日又は取り消された日から60日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 管理業務の実施の状況
  - (2) 利用者の利用の状況
  - (3) 利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を収受しているものにあっては、その利用料金の収入の実績
  - (4) 管理業務に要した経費の収支の状況
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項
    - 一部改正〔平成17年条例26号〕

(申請の内容の変更等)

- **第8条** 指定管理者は、第3条の規定により提出した申請書若しくはその添付書類の内容について変更しようとするとき又は指定を辞退しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 指定管理者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する承認をしたとき及び前項の規定による届出を受けたときは、速やか に、その旨を告示するものとする。
  - 一部改正〔平成17年条例26号〕

(免責)

- 第9条 市は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、当該取消し又は停止命令に係る指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。
  - 一部改正〔平成17年条例26号〕

(原状回復)

- 第10条 指定管理者又は指定管理者であったものは、その指定の期間が満了したとき又は法第244 条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった公の施設の施設又は設備について、速やかに、原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。
  - 一部改正〔平成17年条例26号〕

(損害賠償)

**第11条** 指定管理者は、その管理する公の施設の施設又は設備を壊し、汚し、又は失わせたときは、 速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得な い事情があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成17年条例26号〕

(秘密を守る義務)

第12条 指定管理者又は指定管理者の役職員若しくは構成員であってその管理する公の施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、市川市個人情報保護条例(昭和61年条例第30号)第25条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理をするに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者でなくなった後においても、同様とする。

一部改正〔平成17年条例26号〕

(指定管理者の候補者の選定の手続の特例)

- 第13条 市長は、指定施設の管理について地域の活力を積極的に活用する必要があること、指定施設の業務の内容に特殊性があることその他の事由により、指定施設の管理を特定の団体に行わせることが特に適当であると認めるときは、当該特定の団体と協議し、その同意を得た上で、第3条及び第4条に規定する手続を経ずに、当該特定の団体を当該指定施設の指定管理者の候補者として選定することができる。この場合において、第5条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「第13条第1項」とする。
- 2 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合又は指定管理者が指定を辞退した場合において、当該指定管理者の管理していた公の施設について直ちに新たな指定管理者となる団体を指定しなければ著しく公益が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該団体と協議し、その同意を得た上で、第3条及び第4条に規定する手続を経ずに、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。この場合において、第5条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「第13条第2項」とする。

追加〔平成17年条例26号〕

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例26号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市川市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

2 市川市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年条例第5号)の一部を次のよう に改正する。

(次のよう略)

(市川市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号。以下「改正法」という。) 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている公の施設の管理を

委託されているものについては、前項の規定による改正前の市川市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第4項の規定は、改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている間においては、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(市川市個人情報保護条例の一部改正)

4 市川市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附** 則(平成16年6月23日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

**附** 則(平成16年6月23日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則** (平成16年6月23日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月26日から施行する。

**附 則** (平成17年7月6日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第32号)の一部を次のように 改正する。

(次のよう略)

(市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年条例第28号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 市川市老人いこいの家の設置及び管理に関する条例(昭和49年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)